

議案第48号

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「佐賀県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）の公布により、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

令和2年12月11日原案可決